

(はじめに)

平成23年厚真町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に対する所信を申しあげます。まずは、町民の皆さん、町議会議員の皆さんには、町政諸般にわたり特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼を申しあげますとともに、日頃のご精励に対し、深く感謝と敬意を表する次第であります。

私は、就任以来、これまで選択と集中、機会を逃さず挑戦すること、住民の手による地域づくりを基本にまちづくりに取り組んでまいりました。また、町民の皆さんとの対話を大切にしながら、環境の保全と生産基盤の充実、人材を育て・人材を残すことを中核に、社会福祉においてはできるだけきめ細やかな政策展開をしてまいりました。

この間、日本経済は、世界同時不況や円高の影響で低迷期が続き、なかなか回復の兆しが見えない中、雇用環境の悪化や様々な格差が生じてまいりました。また、景気低迷による税収の減少と「政権交代」による政策転換により、農業農村整備予算の大幅縮減、農業者戸別所得補償制度の導入、TPP参加予測に伴う農業危機への懸念など農村を取り巻く環境は、益々厳しさを増しています。

本町においても、厚幌ダム建設事業、国営農業用水再編対策事業、道営ほ場整備事業が、国の予算の大幅な削減や政策転換の影響を受けていることはご承知のとおりであります。幸い、北海道のパワーアップ事業の継続と厚幌ダム建設の再検証作業が順調に進んでいることから、今後とも関係機関と連携して、それぞれの事業の早期完成に向けた努力をしてまいりたいと思えます。

少子高齢化が進行する中で、経済情勢に不安があるときは、行動は守勢に陥りがちですが、道央圏3市4町の人口は38万人を数え、製造業や先端技術の集積が進み、空港と港を抱える希有な圏域に本町は属しています。昨年は転入者が転出者を上回る社会増となりましたが、これは移住定住策の効果として、本町の可能性にとって明るい兆しであると捉えることができます。

「問題やリスクを無視してはいけませんが、問題にとらわれて機会を見失ってはならない」と経済学の世界の権威者ピーター・F・ドラッカー博士は講演で語ったとされています。あらゆる機会への挑戦と変化の時こそ、万事を好

機へと転換するための可能性といえます。

今後も町民の皆さんとの協働により、健全で活力ある地域社会を目指してまいり所存です。ここで、平成23年度に取り組む主な施策についてご説明申し上げます。

健康で安心して暮らすことができる地域福祉社会の実現

(基本的な考え)

最初に、健康と福祉のまちづくりに対する取り組みについて申し上げます。

安心して子どもを産み育て、乳幼児が健やかに発育でき、高齢者や障がい者をはじめとするすべての町民の皆さんが、住み慣れた地域でいきいきと健康で元気に安心して暮らすことができる地域福祉社会を実現する必要があります。

(児童福祉)

まず、児童福祉について申し上げます。

妊娠・出産から乳幼児期、児童期、少年少女期にわたる長く、そして最も変化の激しい時期の方々を様々な面から支援していく取り組みは膨大で、奥深いものです。

本町では、「子育てをまち全体で支える体制づくり」「安心して子育てができる環境づくり」「母子の健康を守り、健やかな子どもを育むまちづくり」という3つの基本目標を立て、取り組んでいるところであります。

北海道の乳幼児等医療費助成に町が上乗せする事業に加えて、小・中学生の通院と中学生の入院費用等の医療費自己負担相当額を金券に交換できる厚真町子育て支援医療費還元事業を本年度も継続し、子育て家庭の支援を実施してまいります。

妊婦健診に対する経費の助成や、特定不妊治療は北海道の助成に上乗せするなど、妊娠や出産に対する支援を継続し、さらに安心できる子育て環境を確保するための新生児訪問指導や乳幼児健康診査・相談事業等、各種の母子保健事業について引き続き実施してまいります。

子育て支援の核となる保育所の充実強化について申し上げます。

現在の京町保育園は、平成15年度に建設し、定員60人で運営を開始しましたが、近年において園児数が増加し、定員を上回っているなど、手狭となっている保育室が生じています。これは、女性就労率の上昇などにより社会的に保育を必要とする共働きの家庭が増えてきていることによるもので、少子化でありながらも施設による保育ニーズは、今後も増加すると予想しています。加えて、幼児教育を期待する声も多いことから、京町保育園の「認定こども園」へ移行する検討を重ねてまいりました。関係機関との協議の結果、課題であった用地確保の目途がつかしましたので、本年度中に京町保育園の増改築工事を行う予定であり、認定こども園としての開園は来年度になる予定であります。国においては現在、幼保一体化を含めた制度改革を検討しており、今後は、へき地保育所のあり方や保育料も含めて幅広く論議を重ね、近い将来、すべての子どもが平等に質の高い保育・幼児教育が受けられるよう環境を整えてまいりたいと考えております。

(障がい者(児)福祉)

障害福祉サービスについては、利用者が障害者自立支援法に基づく介護給付等を安心して受給できるよう支援体制を充実していくことはもちろんであります。障がいを持っていても地域の中でそれぞれのライフステージに応じて適切な支援が行えるよう、厚真町地域自立支援協議会と協議を重ね厚真町障がい福祉計画の見直しを進めてまいります。

発達支援センターで行っている児童等への個別支援では、保育所や学校を訪問し、連携した支援を行う巡回相談支援員を配置し、先駆的な取り組みとして、さらに機能向上させてまいります。

京町保育園では、保育士が障がい児にマンツーマンで対応するとともに、発達支援センターや専門機関等との連携を図りながら心身の発達を支援してまいります。

腎機能障害者や特定疾患、精神障がい者に対する通院費の助成、人工透析患者等送迎サービス、重度障がい者の医療費助成についても継続して実施してまいります。

（高齢者福祉）

高齢者福祉については、高齢者が心身ともに健康に年を重ねることができるよう、また安心して日常生活を送ることができるよう、包括的、継続的な事業推進を図ってまいります。また、介護予防事業では地域包括支援センターが中心となって介護予防マネジメントや総合相談に応じるほか、本年度も嘱託作業療法士を配置し、総合ケアセンターゆくりを核とした在宅高齢者に対する予防支援を実施してまいります。

介護施設については、NPO法人ゆうあいネットあつまによるグループホーム「えがおの家」が本年1月に開設し、認知症高齢者のグループホームへの入居待機者数が大きく解消されましたが、介護保険制度の運営に関しては、本年度策定する第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）において、介護サービスの充実による保険料の増加が懸念される中、高齢者の生活実態調査をもとにしたニーズ調査を参考に、負担と給付のバランスや安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組むべき施策を明らかにしてまいります。

（健康管理）

次に、町民の皆さんの健康管理と健康づくりについて申し上げます。

平均寿命が延びて高齢化が進み、がん、心臓病などの生活習慣病が依然として増加傾向にありますが、特定健康診査や特定保健指導を柱とした生活習慣病予防事業と各種検診による早期発見・早期治療を徹底するとともに、引き続き本町における地域医療と圏域の2次救急医療体制との連携を促進し、安定した医療サービスの確保を図ってまいります。また、本年1月から開始した子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種などとともに、本年度からは、水痘、ムンプスワクチン接種も加えた予防接種の助成拡大による疾病発症の未然防止と症状の重篤化の防止対策に、町内の医療機関と連携して取り組んでまいります。

（国民健康保険事業）

国民健康保険事業について申し上げます。

本年度は、国保ヘルスアップ事業、特定健康診査、特定保健指導、脳ドッ

ク検診などの保健事業を充実するとともに、レセプト点検の強化、医療費通知の実施、ジェネリック医薬品の勧奨などの対策を実施し、医療費の適正化を図ってまいります。また、国民健康保険料については、賦課総額を減額して被保険者の負担を軽減するとともに、負担の公平性を確保するため、より一層の滞納解消に努めてまいります。

活力ある産業の実現と基盤整備

(農政の大転換と農業・農村づくり)

次に、農業振興について申し上げます。

政府は、米の需給調整に多くの課題を残しながらも、食料自給率の向上等を目指して、本年度から「農業者戸別所得補償制度」を本格実施いたします。一方、経済連携と自由貿易を一層推進し、原則関税撤廃を目指す環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）については、食料自給率が大きく低下する試算が示される中、「平成の開国」の名のもとに、関係国との情報収集・協議が開始されました。政府は、経済発展と農業再生の両立を図る方策を検討しながら、本年6月を目途に、交渉参加についての結論を出すこととしておりますが、生産現場では自由貿易の影響に対する懸念が一層深まっております。農業は単に経済性のみを追求する産業ではなく、多面的機能の発揮など、国民の「暮らしと命」を守る生命産業であります。世界規模での食料危機が叫ばれる中、食料安全保障という観点からも、政府は食料確保の道筋を国民に明らかにすべきであります。

このような激動する農業情勢の中、本町農業の持続性が堅持され、また、今日まで脈々と築かれてきた本町の歴史と伝統文化を継承する農村機能を維持していくためには、総合的な農業政策の展開が重要であります。本町が引き続き食料供給基地の一員としての使命を果たすためにも、これまでの農業政策を継続しつつ、新たな取り組みを展開してまいります。

農業者戸別所得補償制度は、昨年度、実施された戸別所得補償モデル対策と、従来の畑作物の所得補償対策である水田・畑作経営所得安定対策が、それぞれ内容を大きく変えて実施されることとなりますので、水田農業推進協議会や担い手育成総合支援協議会など既存組織の見直し等により、新たな推

進体制の整備・強化を図り、新制度への円滑な移行を支援してまいります。

農業従事者が減少の一途をたどっている中で、生産現場における人づくりは極めて重要でありますので、経営管理能力向上のための研修会開催や農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の金融対策を継続実施し、担い手の育成・確保を推進してまいります。

農業経営の体質強化を図るためには、優良農地の利用集積が極めて重要でありますので、関係機関・団体が農地情報を共有化し、より一層の連携を図りながら、法令に基づく農地政策を最大限に機能発揮させるとともに、新たな機能として農地利用集積円滑化事業に取り組み、連担化する農地の面的集積など担い手への効果的な農地の流動化を図ってまいります。

意欲ある農業後継者を育成し、もって本町農業の持続的発展と活性化を図ることを目的に、新たに「厚真町担い手育成夢基金」を設置し、農家後継の定着や新規就農者への経営支援など、総合的な資金対策を実施するとともに、新たな研修・育成機能の創設による「研修農場（仮称）」など、将来の農業後継者等の育成対策に必要な事業に充てるための基金を造成いたします。併せて、新規就農希望者の本格的な受入れの実証事業として、政府が推進している「地域おこし協力隊制度」や「集落支援員制度」を活用し、都市地域在住者で農業自立を目指す方や、定住して地域活動を担う人材を募集し、新たな担い手の育成を図ってまいります。

農業経営の多角化や、グリーン・ツーリズムへの気運が高まりつつある中、本町産農産物の「いろどり」を増やし、本町農業の新たな魅力を創造するため、昨年度に継続して、生産者の自由な発想による新規振興作物導入等のチャレンジに支援いたします。また、本町生産者の手により育成されたハスカップの新品種「ゆうしげ」と「あつまみらい」は本町の宝であり、大切に育てていかなければなりません。本町特産物の一つとしてブランド化を進めるため、新たな作付けや更新に伴う苗木購入費の一部支援を継続してまいります。併せて、本年度から、農産物のブランド化の確立、販路開拓や拡大、消費者に向けた効果的なPR活動等、本町農産物の販売促進活動に向けた生産者・生産者団体等の積極的な取り組みを支援してまいります。

エゾシカは、全道的に生息域が拡大し個体数が急増していると推測されて

おり、本町においても金網フェンスの設置等により、農作物被害対策を講じておりますが、引き続き、農作物被害の軽減と農業生産の安定化を図るため、国及び北海道の補助制度を活用し、エゾシカの個体数調整と侵入防止柵の設置を支援してまいります。

今日、農村地域は単に生産活動の場としてだけではなく、環境保全や良好なコミュニティ社会が維持されるなど、多面的機能を備えています。中山間地域等直接支払制度と農地・水・環境保全向上対策が見直されて実施される農地・水保全管理支払制度は、こうした農業・農村の多面的機能の維持増進に向けた農村振興策でありますので、両制度を有効に活用し、条件不利農地の耕作者支援や農地・農道・用排水路等の社会共通資本と農村環境の保全活動の充実を図ってまいります。

(畜産の振興)

次に、畜産振興について申し上げます。

昨年、宮崎県で発生した口蹄疫は、畜産経営にかつてない不安感や危機感をもたらしました。現在も、韓国・中国をはじめアジア諸国では口蹄疫が蔓延しており、さらに、渡り鳥飛来の通過点にある本町は、常に高病原性鳥インフルエンザの脅威にさらされています。これらの法定家畜伝染病をはじめとする家畜疾病の発生防止、家畜の衛生管理の徹底は、畜産経営の基本でありますので、引き続き、家畜自衛防疫組合の自主的な活動を支援するとともに、北海道及び関係機関・団体と連携して、家畜防疫活動を徹底してまいります。

酪農では、昨年度、乳価引き下げと乳製品の在庫調整のための計画生産に加え、猛暑の影響による生産減少で厳しい経営を余儀なくされました。肉牛経営では、肉牛の市場価格が回復傾向にあるものの、世界的に穀物相場が上昇基調にあって再び飼料価格の高騰が懸念されています。

このような中、安定した畜産経営を持続させるため、酪農においては、引き続き良質な生乳生産に必要な乳牛の個体改良と乳質改善に向けた胆振東部乳牛検定組合の検定事業を支援してまいります。肉用牛においては、本町の黒毛和種の市場評価を高めていくことが重要でありますので、幼齢期に給与

する高たんぱく飼料の購入経費の一部を継続して支援してまいります。また、自給粗飼料の生産拡大等、飼料生産基盤に立脚した生産性の高い畜産経営を育成するため、畜産担い手育成総合整備事業により、地域の草地や飼料畑の整備改良とともに、町有牧野幌里牧場の草地整備改良と隔障物整備を実施いたします。

(農業農村整備事業)

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

農業農村整備に係る政府予算は、本年度においても非常に厳しい内容であり、北海道配分は回復の兆しは見えつつあったものの、昨年度当初予算の大幅削減分を回復するには程遠いものとなりました。

こうした中、道営ほ場整備事業は、昨年度で厚南第2地区が完了し、全体計画21地区のうち11地区が完了いたしました。本年度は、継続地区の美里・美里第2・軽舞・東和・豊沢の5地区に加え、豊共第1地区の新規採択を予定しています。また、豊共第2地区については、平成24年度地区採択に向けて計画樹立に取り組んでまいります。

国営農業用水再編対策事業につきましては、水源となる厚幌ダム建設事業が再検証中であることから、予算が圧縮され、事業内容としては、厚真ダム取水設備の改修、豊川用水路、軽舞地域用水路工事等が予定されております。

(厚幌ダム建設事業)

次に、厚幌ダム建設事業について申し上げます。

厚幌ダム事業の再検証作業は、国土交通大臣の要請により事業主体である北海道の手により実施されており、これまでに2回の地域代表者会議と地元住民説明会が開催されています。今後は、一刻も早いダム本体着工を目指して、関係機関や建設促進期成会とともに北海道や政府に対して強力な要請活動を展開してまいります。

(林業の振興)

次に、林業振興について申し上げます。

林業は、経済情勢の急激な悪化により木材価格が大幅に下落して以降、現在も回復しないまま横ばい傾向にあり、依然としてその採算性は厳しい状況にあります。しかし、森林の持つ多面的機能は、木材の安定供給はもとより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化の防止や国土保全、水源のかん養など、自然環境の維持に大きな役割を果たしています。

森林整備は、極めて長い期間を必要とすることから、森林所有者の費用負担を軽減するため、造林・下刈・間伐などの補助事業を継続実施するとともに、森林整備地域活動支援交付金が見直され、新たに森林管理・環境保全直接支払制度が実施されますので、制度周知と事業の円滑な移行を図ってまいります。

町有林につきましては、森林施業計画に基づく適切な保育管理に努めながら、財産価値の最大となる林齢50年を目途に処分し、併せて地場林業の活性化と雇用の場の確保につながるよう、植林等の造林事業を計画的に進めてまいります。

(水産業の振興)

次に、水産業の振興について申し上げます。

魚介類の消費量は依然として減少傾向にあり、また、水産資源の減少などによる漁獲量の停滞や長期化が懸念される魚価の低迷など、水産業を取り巻く環境は、厳しい状況が続いています。こうした中、昨年厚真地区のししゃも漁は、不漁年の予想の中、漁獲量が前年比約7パーセント減の25.4トンでありましたが、取扱額は約3,400万円となりました。マツカワの種苗放流事業は、えりも以西太平洋沿岸の各漁協・自治体が一体となって実施してきた結果、現在は順調な成育であり徐々に漁獲量が増加しています。また、町内イベントを活用した試食会やアンケート調査など、PR活動に取り組んできたところであります。

本年度も引き続き、ししゃもふ化事業による資源確保とマツカワの種苗生産を支援するなど栽培漁業の積極的な推進による経営の安定・強化を図ります。また、マツカワのブランド名である「王鰈」の知名度アップを図るため、漁協・関係団体と連携して広報活動に取り組んでまいります。

(商工業の振興)

次に、商工業の振興について申し上げます。

かつて、穏やかな回復基調にあった我が国経済は、リーマン・ショック以降不振を極め、円高と同時進行によるデフレ経済に陥っています。大企業と中小企業、都会と地方、正規雇用と非正規雇用の間に格差が広がる中、雇用情勢や個人消費の動向は、ますます厳しさを増しています。

本町は、さらに農業情勢の悪化や少子高齢化の進行により、町内商工業者の経済活動が大きく減速しており、商工業者の経営体力の強化と潜在購買力の町内回帰を誘導することが喫緊の課題であります。このため、中小企業短期運転資金による運転資金の融通や中小企業振興資金に対する利子補給など、商工業者に対する金融対策を継続するとともに、商工業経営近代化促進事業を引き続き実施してまいります。また、景気動向を注視しながら、必要に応じた効果的な経済対策を講じてまいります。

(雇用と暮らしの安定)

次に、雇用と暮らしの安定について申し上げます。

雇用情勢が回復しない状況にあることから、苫小牧公共職業安定所や職業訓練センターとの連携を深め、町民の雇用機会が拡大するよう、求人案内や資格取得案内の周知など身近な労働相談にきめ細かく対応してまいります。雇用創出の取り組みとしては、臨時職員の雇用、公園・街路樹管理事業、高齢者世帯食材提供サービス事業などを実施いたします。また、農林水産分野では、森林環境整備事業やアライグマの捕獲・生息調査事業などを継続実施いたします。季節労働者の就労活動については、近隣市町等と連携しながら通年雇用化の促進を支援してまいります。

(観光の振興と地域活性化の推進)

次に、観光の振興と地域活性化の推進について申し上げます。

政府は、新成長戦略として、観光立国の推進を6つの成長戦略分野の1つとして位置づけ、国をあげて観光立国の実現に取り組むものとしております。北海道においても、北海道ブランドを活かした観光客の誘致に力を入れてお

り、胆振東部の1市4町の広域連携による食と観光への取り組みも昨年度から本格化してまいりました。

本町においても、「厚真町グリーン・ツーリズム推進方針」を策定し、地域資源を活用しながら自然・文化・人々との交流を楽しむ活動等の取り組みを開始し、昨年度は、軽トラ市など当該協議会の直販部会やハスカップフェアなどの観光農園部会の活動、地域メニュー研究開発部会では厚真調理師会との連携による地域メニューの開発等、民間主導による取り組みの芽も出始めております。

グリーン・ツーリズムの基本は、多くの方々が自ら交流を誘う活動に参加し、その輪の広がりによって形づくられるものでありますので、本年度も推進コーディネーターの助言を得ながら、実践プログラム等の推進に向け、各部会の主体的な活動を支援し、部会間の取り組みが体系的なものとなるよう連携を図ってまいります。

まつり・イベントにおきましては、昨年度は、残念ながら口蹄疫の影響により田舎まつり・海浜まつりをはじめ、多くの町内イベントが中止となりましたが、本年度は、町民の皆さんの期待に応え、盛会を期するための準備と十分な支援を行ってまいります。特に、冬のイベントとして定着してきた「あつま国際雪上3本引き大会」「スターフェスタ」「ランタン祭り」につきましては、協力事業所数や内容が充実し、道内に広く認知されていくことを期待いたしております。

特産品の販路拡大、研究開発等につきましては、厚真町観光協会と連携し、首都圏等で開催される物産展を活用し、特産品のPR活動を積極的に実施するとともに、グリーン・ツーリズムの一環として地元農畜水産資源を活用した地域メニューづくりを推進し、こぶしの湯や町内飲食店での提供により、食を通じた地域活性化を図ります。また、加工品の開発研究等に精通した職員の派遣を北海道に要請しており、この部門における政策展開のスピードアップを図ってまいります。

交流促進施設こぶしの湯につきましては、開設から15年が経過し、設備や厨房機器の老朽化が進んでおりますので、必要な改修と更新を実施し、指定管理者のサービス向上を図ってまいります。なお、こぶしの湯周辺の土地

利用につきましては、関連分野を含めて幅広い検討が必要でありますので、現在組織している町有地利活用検討委員会や新たなプロジェクトチームの編成等により、検討を進めてまいります。

(企業誘致)

次に企業誘致について、申し上げます。

国内の景気は、除々に回復傾向であるとの見方もありますが、企業が積極的に設備投資を行う状況には至っておらず、誘致活動は現在も非常に厳しい状況であります。今後も北海道や関係機関との連携や情報収集を図り、陸海空の地の利を活かした誘致活動を粘り強く行ってまいります。

安全で住み心地よい暮らしの実現

(地域公共交通)

次に、地域公共交通対策について申し上げます。

循環福祉バスは、昨年10月からデマンド方式の実証試験に取り組んでまいりました。その効果として、運行時間や燃料の効率化を図ることができましたので、本年度は、運行範囲を全町に広げて、利用者の家まで送迎する乗り合いタクシー方式の実証試験運行を行うことといたしました。高齢者など交通弱者の皆さんにとって、これまで以上に便利な交通手段となるよう努めてまいります。

(建築・住宅)

次に、建築・住宅政策について申し上げます。

本年度は、「厚真町耐震改修促進計画」に基づき、スポーツセンターと児童会館の耐震改修工事を実施いたします。また、公営住宅については、「厚真町公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、上厚真かえで団地7号棟8戸の建設を行います。

(移住・定住)

次に、移住定住について申し上げます。

昨年11月より53区画の分譲を開始した優良田園住宅用地フォーラムビレッジは、本年度中に、第2期分22区画の分譲が可能となるよう、道路や街路灯、植栽などの整備を行うこととしました。併せて、持家住宅建設や苗木などの補助制度や関東、関西など大都市でのPR活動、見学会、メディアを活用した広告宣伝などのプロモーション活動を積極的に展開し、販売促進に努めてまいります。

また、移住を促進するために住宅確保を目的としたリフォーム資金の補助制度を創設するほか、本町の貴重な財産である古民家再生の検討も行っております。古民家は、グリーン・ツーリズムの中核施設としての利用や自然回帰をうたうあつま暮らしの象徴としての活用が期待できると考えております。

上厚真市街地の整備については、昨年1年間あたり上厚真自治会特別委員会を中心に協議を重ね「地域住民が住み続けられる町づくり」、「若い人が厚真に戻ってくる町づくり」、「サーフ・スポットの特性を活かしたサーフタウンづくり」の3つのテーマをもとに基本構想を作成しました。この構想は、多目的広場を中心とした「エントランスゾーン」、子どもたちとお年寄りの方がふれあう「憩い・ふれあいゾーン」、厚南会館周辺の「賑わい・交流拠点ゾーン」、移住定住の場を提供する「移住・定住促進ゾーン」の4つのゾーンに分けられていますが、本年度は、その整備手法や地域関係者などと、より具体的な協議を行い、今後の整備基本計画を策定いたします。併せて、道道2路線の周辺整備、旧公営住宅跡地利用や廃屋対策などについても研究してまいります。

(地域情報化)

次に、インターネット、地上デジタル放送など情報通信基盤整備について申し上げます。

情報通信網は、日常生活に欠くことのできないライフラインであり、移住・定住化の促進、企業誘致など、まちづくりを進めるうえで重要な基盤施設であります。昨年度の公設民営方式によるBフレッツ・サービスエリアの拡大により、町内の高速インターネットのカバー率は約98パーセント、また、

町営の「あつまネット」は、加入者数が64件となりました。本年度はさらに、利便性の向上に取り組み、加入促進に努めてまいります。

地上デジタル放送の難視聴対策は、北部地域の共聴施設整備が繰越事業で実施し、本年5月までに運用開始となります。その他の地域で個別で対応しなければならないケースについても、必要な調査が順調に進んでいます。調査終了次第、必要な対応策について、個別に相談してまいります。本年7月24日のデジタル化完全移行により、ご不便が生じないように、万全の体制を整えてまいります。

(簡易水道・公共下水道)

次に、簡易水道事業・公共下水道事業について申し上げます。

簡易水道未給水区域解消のため、豊沢地区と上厚真地区の一部において配水管布設を実施いたします。また、道路整備事業にともなう浜厚真地区の布設替え工事も実施いたします。

合併処理浄化槽の整備事業については、平成21年度から「浄化槽市町村設置型事業」で公共下水道整備区域外の生活排水処理を推進してまいりましたが、本年度もさらにPR活動を展開し、水洗化率の向上を図ってまいります。

(道路・河川の整備)

次に、道路の整備について申し上げます。

国の公共事業予算も削減傾向にあり、今後は、社会資本整備総合交付金を財源とした道路整備が中心となります。本年度は、継続事業の新町美里線の舗装工事が完了となります。浜厚真本線の改良工事は引き続き実施し、新規事業として海岸1号線の改良事業に着手いたします。

道道の整備については、継続事業の上幌内早来停車場線（吉野地区、朝日地区）が施工され、新規事業として、厚真浜厚真停車場線の上厚真駐在所前の交差点改良と厚真インターまでの実施設計が予定されています。北進平取線は、平成26年完成を目指してトンネル工事を施工する予定です。

次に、河川の整備であります。北海道管理河川の厚真川並びに入鹿別川

の河川改修工事は、本年度も継続して実施されます。

(公園の整備)

次に、公園の整備について申し上げます。

浜厚真海岸の利用客がサーファーを中心に相当数に上っていますので、環境や利便性を考慮し、浜厚真環境衛生公園の衛生施設、接続道路などの整備を行います。その他の公園についても、町民の皆さんが安心して利用できるよう、維持管理の強化に努めてまいります。また、NPO法人YAGENフットボールクラブが管理する「野原公園サッカー場」は、各種大会が開催され、多数の来場客などスポーツを通じた交流が図られておりますので、本年度も引き続き必要な支援をしてまいります。

(環境対策)

次に環境対策について申し上げます。

国は、地球温暖化防止対策として温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比で2020年までに25パーセント削減することを目標に掲げ、すべての国民が力を合わせて地球と日本の環境を守り、未来に引き継いでいくための「チャレンジ25キャンペーン」を展開しています。

本町では、「厚真町地球温暖化対策実行計画（平成22～26年度）」を昨年度策定し、2008年（平成20年）比で2014年（平成26年）までに行政の事務・事業における温室効果ガスを6パーセント削減することとしています。

また、昨年度創設した厚真町地球温暖化防止対策推進補助制度を本年度も継続し、住宅用太陽光発電システム設置、ペレットストーブ購入、エコ住宅新築等に対する補助を行ってまいります。

(交通安全・防災対策の推進)

次に、交通安全対策の推進についてであります。日頃から厚真町交通安全協会をはじめ関係機関が中心となり町民あがての交通安全運動を展開していただいております。特に、交通安全指導員会並びに指導員の皆さんには街

頭での直接指導にあたっていただいております、改めて深く感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、昨年5月30日には、交通事故死ゼロ「1,500日」の偉業を達成し、北海道知事及び北海道交通安全推進委員会、苫小牧警察署長等多方面から表彰を受けたところであり、本町の取り組みが高く評価されております。近年は、高齢者が当事者となる交通事故が目立っており、死亡事故の半数は歩行者であることが指摘されております。交通事故は、運転者、歩行者など双方が交通安全を意識し、マナーを守ることにより、その大部分を防ぐことができるものであります。本年度も交通事故死ゼロが継続できるよう念願するとともに、交通事故を一つでも減らすことができるよう、引き続き全町的な交通安全運動を推進してまいります。

次に、防災対策についてですが、現在、防災行政無線は、町内の全世帯及び事業所等に配置されており、防災活動・広報活動に活用してきております。また、海浜地区での津波災害時における緊急連絡、情報収集活動の手段として、昨年度、屋外拡声器型広報設備と防災カメラを設置しました。ほかにも災害時等要援護者登録など情報網や防災設備等の充実を図ってまいりましたが、本年度は津波ハザードマップの作成と防災マップの改定を実施する予定であります。災害時には特にその初動対応が被害の拡大防止に大きな意味を持つことから、本年度は、自治会や自衛隊等の関係機関の協力を得て防災訓練の実施を行う予定であり、非常時における対応について、万全を期してまいります。

まちづくり人材を育む生涯学習

(生涯学習の推進)

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

人は、その生涯にわたって様々な機会を通じて学習し、自己を磨き、その成果を自ら活かすことで、人々が集う地域や社会全体の活性化が図られると考えております。子どもから高齢者まで、生涯のその時期に応じた学習の場を提供し、豊かで文化的な生涯学習社会の実現に努めてまいります。また、人材こそが不朽の資源であることを認識し、新しい時代を切り開く心豊かでたくましい人材を育成するため、学校はもとより家庭や地域の教育力の向上

を図るための方策を講じてまいります。

小学校では、教育サポーターを配したティーム・ティーチング授業や教育アドバイザーを活用したきめ細やかな学習指導を継続してまいります。また、全小中学校において、放課後や長期休業中にも学校あるいは学童保育所に学習の場を設置して基礎・基本の学力定着も図ってまいります。さらに、本年度から5、6年生に外国語活動が導入されるため、低学年から慣れ親しむためにも外国語指導助手を活用した子どものコミュニケーション能力の向上を図るとともに、中学校の英語教育に連携する体系作りに努めてまいります。

北海道立厚真高等学校については、特色ある学校づくりに生徒、教員、PTAが一丸となって真剣に取り組んでいます。今後も地域の高校として存続していくよう通学費や教育活動費など厚真高等学校教育振興会を通して支援してまいります。

学校給食については、地元の食材をふんだんに取り入れた栄養バランスの良い、安全で美味しく、しかも厚真町の自慢である品数が多い給食を提供し、地場産品の利用拡大に努めながら児童生徒の心身の成長・発育に十分配慮してまいります。

青少年の健全育成については、子どもたちの健やかな成長を願って、家庭や学校、関係機関との連携を深めるとともに、体験学習や様々な活動を通して、子どもたちが豊かな人間性と生きる力を培うことができるように努めてまいります。特に、子どもたちの放課後生活を充実させるために、「学童保育」と「放課後子ども教室」を連携した事業の実現に向けて検討を進めてまいります。

読書活動については、各学校図書データベース化が完了し、青少年センター図書室と厚南会館及び学校図書室が一元管理できるようになったことから、図書利用の拡大に努めるとともに、効果的な読書活動の推進に努めてまいります。

スポーツの振興については、町民の皆さんの体力向上や交流・地域の活性化の場として、各種のスポーツ事業を開催するとともに、スポーツ団体などへの支援を行い、地域スポーツの振興に努めてまいります。また、広域スポーツの拠点でありますスポーツセンター・スタードームについては、スポー

ツセンターの耐震改修を含む大規模改修工事並びにスタードームの砂ぼこり対策のための砂の全面入れ替え等の改修を行い、施設の適正管理に努めてまいります。

効率的な行財政運営の推進

(行財政運営の健全化)

次に、行財政運営の健全化について申し上げます。

まちづくり実施計画と財政計画を連携させ、毎年見直しを行うことにより、予見性のある財政運営を図り、引き続き安定したまちづくり・行政サービスができるよう努めてまいります。行財政改革は、不断の努力が欠かせませんが、使用料・手数料等の見直しについては、受益と負担の適正化という観点からも、サービス水準の見直しと平行して検討していく必要があります。また、厚真町第3次行財政改革大綱の策定から5年が経過し、公の施設の統廃合、指定管理者制度の活用、職員適正化の効果測定や集中改革プランの検証など再評価を行い、必要な改訂作業を進めてまいります。

自律協働のまちづくりの推進

(住民自治基本条例等の検討)

次に、住民主体のまちづくりに向けて、住民と行政機関などが協働して取り組むための基本的なルールである「住民自治基本条例」あるいは「まちづくり基本条例」策定に向けた取り組みについて申し上げます。

地域主権の時代にあっては、これまで以上に「地域のことは地域で考え地域で決める」という自己決定・自己責任に基づいて行動していかなければなりません。住民自治をより身近なものとし、住民の意思を的確に反映した地域社会、住民の手による自治体運営を実現することが求められています。

個人の価値感が多様化する中で、少子高齢化が進み、地域が抱える問題を行政の力だけで解決することは難しくなりました。住民と行政が対等な立場で協力し、住民一人ひとりの幸せの実現を目指して、新しい公共のあり方を模索し、実行していくことが大切です。そのためには、住民と行政がともに汗を流す協働の仕組みや新しい公共空間の創出、住民の参画を保障する仕組

みづくりが必要だと考えています。まちづくりを進める上での基本的なルールづくりを皆さんとともに考え、住民のまちづくり参加への権利と義務、行政の責務などを議論してまいりたいと思っております。そのために本年度は、役場内に専門チームを設置し、男女共同参画社会の理念に基づき活気あふれる協働のまちづくりを進めるためのルール・手法を調査・研究してまいります。

また、本年度は、自治会ごとに実施している町政懇談会のほかに、普段町政に参加する機会の少ない女性や若い世代の方たちが気軽に参加できるような懇談の場を設け、町政全般にわたる意見交換、情報交換を行いたいと考えております。

以上、平成23年度の町政運営に対する私の基本的な考え方と主な施策について、その概要を申しあげました。今後とも国の動向を注視しながら、議会や関係団体そして地域の皆さんとの連携を一層密にしてまいりたいと思います。

今日を超える明日を願い、明日の活動がこれまでよりもベターであり、またベストであることを信じて職員と一丸となって取り組んでまいり所存であります。

結びに、厚真町という農村の持つ価値がより一層高まり、先人から受け継いだ郷土がさらに輝きを増すことを念願し、町民の皆さん並びに町議会議員の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申しあげ、私の町政執行に対する所信といたします。